

ひめだ高松ニュース

日本共産党 和歌山市委員会

No.1349

21.7.19

6月定例会市議会報告



【目的】 新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者が増えていること、本市の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、生活困窮者自立支援金の給付について、市議会が議決した。...

生活困窮者自立支援金給付

【目的】 新型コロナウイルス感染症の影響により生活困窮者が増えていること、本市の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、生活困窮者自立支援金の給付について、市議会が議決した。...

フルーの人々

11322

オリンピックで日本金メダル大量獲得 銀メダル史上最多

自民圧勝 五輪勝利があと少し



こうなる予定だったか、もはや、これを認めるしかないのか!!

「五輪中」のすが政権 新型コロナウイルスの感染拡大が止まらないなか、すが政権は東京五輪開催に決意を固めている。...



ひめだ高松

【事業期間】	
申請受付	7月・8月
支給期間	申請受付から3か月間
支給金額	1人1世帯：月6万円 2人1世帯：月8万円 3人以上：月10万円 (最大30万円)
支給対象者	【支給対象者】 本市に住所を設けていた者のうち、お申付の世帯が非課税となる世帯。
申請方法	①お住まいの区役所へ申請書提出 ②1月間の総収入世帯年収が均一10万円未満 ③受給期間中の世帯世帯主が18歳以上65歳未満
お問い合わせ先	市民生活課

【予算】	2億8千187万円
①歳入	国10/10
②歳出	
①給付金	2億8千700万円

【予算】 2億8千187万円
②事業費 340万5千8千円
☆この補正予算は、市議会が議決した。日本共産党市議会が賛成した。

今週の注目人々

(その295)

「五輪中」のすが政権 新型コロナウイルスの感染拡大が止まらないなか、すが政権は東京五輪開催に決意を固めている。...

「復興五輪」がいつの間にか「コロナ」に打ち勝つ五輪、そして「安全安心」の五輪へと変遷した。...

「五輪中」のすが政権 新型コロナウイルスの感染拡大が止まらないなか、すが政権は東京五輪開催に決意を固めている。...

独サッカークラブ事務所を借り入れ

7月14日、日本共産党独逸国共産党本部は、尾花市長に「ドイツ男子サッカーナショナルチームの事前合宿受け入れについての申し入れ」を行いました。内容は、次のとおりです。

私たちは日本共産党はかねてから、「オリンピックより命を優先」との立場から、東京オリンピック・パラリンピックの中止を求め

てまいりました。この日曜日から東京にある独逸共産党本部が4棟目の移転となり、たつたからも、改めて政府にオリンピックの中止を求めるとの事です。

このたび、独逸共産党本部の件について独逸共産党本部が2日に独逸共産党本部に申し入れ、本日中に合意をとりこむと断言しています。しかし、このたびは

突然の受け入れの報告であり、時間のない中で、少なくとも市民に対し説明責任を問うべきの対応を取られまいと申し入れます。

1. 受け入れに至った経緯及び市の受け入れ態勢について
2. 市民と選手との接触を断ずる体制になっているかどうか
3. この期間中の選手への検査体制について
4. 選手等の感染音が広が

場面の対応について上記の4点について、速やかに文書での回答をお願いします。以上

申し入れに対する市の回答

1. について
6月に入りオリンピックから環境、施設ともに整っているとして、オリンピックサポート実行委員会に依頼があり、練習会場、宿泊施設等と協賛に協議し、受け入れの理解が得られ、受け入れに、たつたを議会の報告。その後、ドイツサッカーからも独逸共産党本部の申し入れがあり、市国を協議した結果、オリンピックが上野野球場で、ドイツ共産党本部の宿舎を確保するとしてになり、7月6日に議会で報告。

2. について
練習会場(国)は無観客で、練習会場及び宿泊センターも観客関係に非が。交渉事業や飲食サービスは実施しない
練習会場は専用利用で、宿泊施設もカーンが使用するフロアを食事会場を併用し、施設内では選手専用の動線を確保し市民の方々の動線を妨げない接触を避けている。

3. について
施設内においても、カーンの動線は専用利用とする。練習会場と宿泊施設の往復のみに限定。市内の公共交通機関の利用はしない。
競技施設、宿泊施設、専用バスともに、感染防止対策がインテグレーションを、詳しく

ごんごんちは日本共産党



黒い雨訴訟・上げするな 原爆投下直後に降った放射性物質を含む「黒い雨」により、健康被害を受けたにも関わらず、被害者健康手帳を交付されなかつた広島県内の8人

が不交分取り消しを求めた訴訟で広島高裁は原告勝訴の判決を言い渡しました。昨年7月の広島地裁に続き、原爆がもたらした被害を幅広く認定し、国に救済を迫る画期的な判決です。被害の実態を十分に踏まえ、接対対象を狭めてきた被害者行政が二度にわたる司法から違法とされたことを政

府は直視すべきです。上告断念を直ちに決定し、訴えの救済に踏み出すことが求められます。被害者は高齢化しています。訴訟提訴後も多くの原告が亡くなっています。スガ政権が、これ以上被害者の声に逆らうことは許されません。

練習会場及び宿泊施設関係の感染防止対策を、詳しく